



網走公共職業安定所発表
令和5年1月13日

担当	網走公共職業安定所		
	所長	竹林	伸治
	統括職業指導官	茂住	豊
	電話 0152 (44) 6287		

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

(令和4年6月1日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

厚生労働省及び北海道労働局において、全国及び北海道分の障害者の雇用状況の結果を発表したところですが、網走公共職業安定所管内分の令和4年6月1日現在における集計結果は以下のとおりです。

I 概要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合			
		網走	北海道	全国	網走	北海道	全国	
民間企業	% 2.3	% 2.09	% 2.44	% 2.25	% 63.8	% 51.3	% 48.3	
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.6	% 2.26	% 2.50	% 2.67	% 66.7	% 68.5	% 76.5
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2.5	% —	% 2.33	% 2.27	% —	% 16.7	% 61.1
独立行政法人等	% 2.6	% —	% 2.54	% 2.72	% —	% 63.6	% 80.0	

◎ 集計結果のポイント

【管内民間企業（43.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.3%）

- 集計企業数は47社（対前年比3社減少）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は4388.0人（対前年比5.2%、239.5人減少）
- 実雇用率は全国（全道）平均を下回る2.09%。（対前年比0.26ポイント増加）
- 雇用されている障害者の数は91.5人（対前年比8.3% 7.0人増加）
- 法定雇用率達成企業の割合は63.8%（対前年比3.8ポイント増加）

【公的機関】（法定雇用率2.6%、一定の教育委員会2.5%）

- 2.6%の法定雇用率が適用される機関

実雇用率2.26%（対前年比0.09ポイント増加）

法定雇用率達成機関の割合66.7%（対前年比16.7ポイント増加）

- 2.5%の法定雇用率が適用される機関

網走管内に該当機関なし

【独立行政法人等】（法定雇用率2.6%）

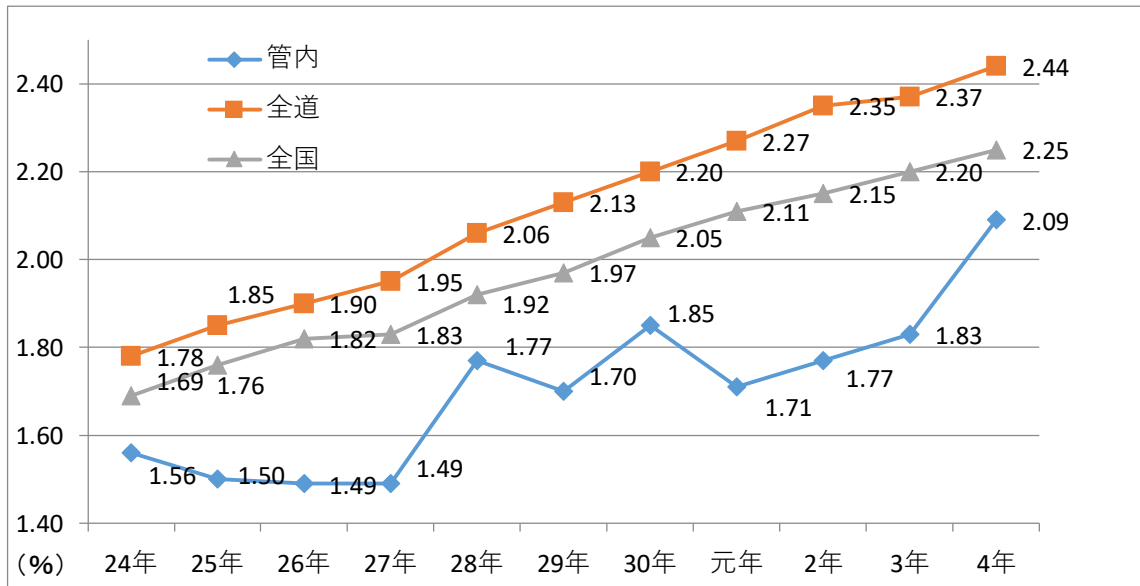
網走管内に該当機関なし

このため、**網走公共職業安定所**では、

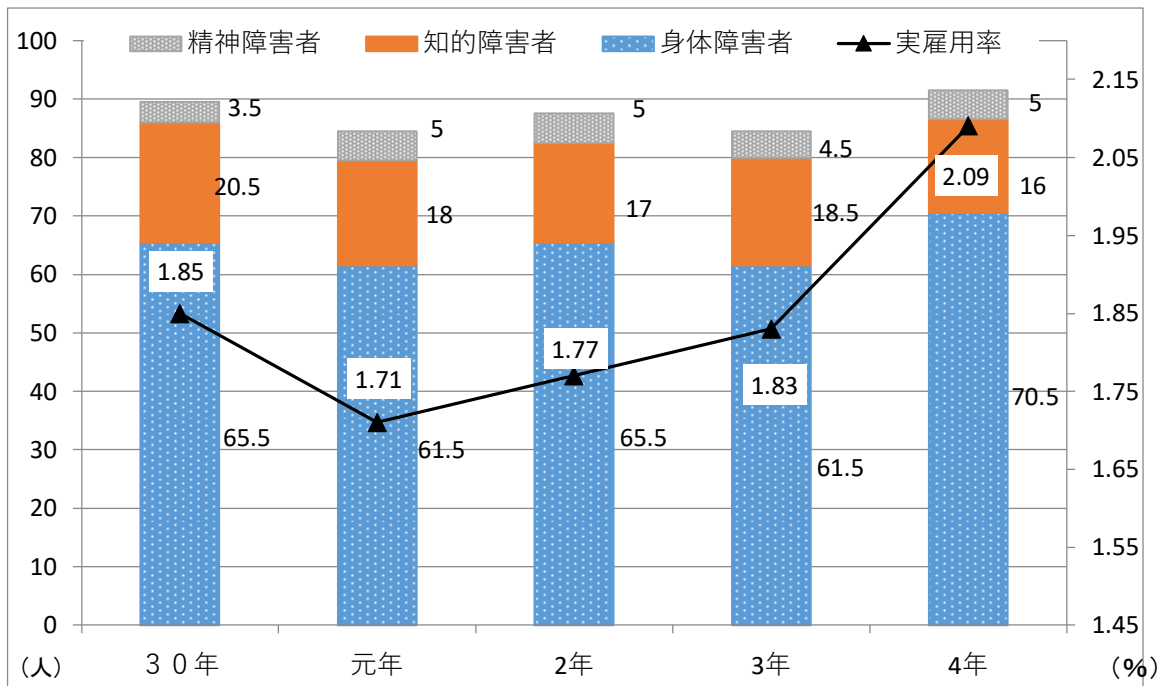
- ◎ **民間企業**については、前年と比べ雇用障害者数、実雇用率及び達成企業の割合は増加しており、障害者雇用について着実な進展が見られますが、36.2%の企業が法定雇用率未達成であるため、網走公共職業安定所においては、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めていきます。
- ◎ 障害を持つ求職者の紹介、雇入れに対する助成、福祉施設等と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応の促進等により、法定雇用率未達成の企業及び公的機関に対する障害者の雇入れ支援にも努めていきます。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

○ 障害者実雇用率の推移



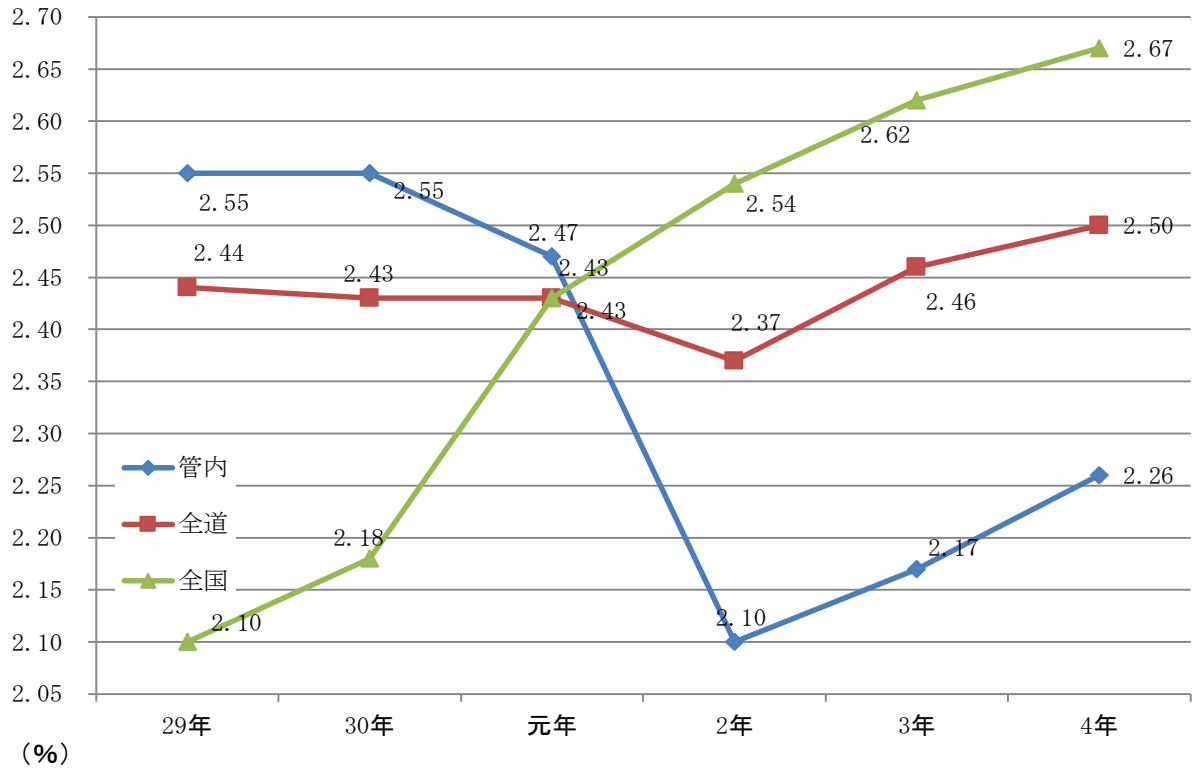
○ 障害種別の雇用障害者数の推移



	30年	元年	2年	3年	4年
対象労働者数	4849.5	4953.5	4938.0	4627.5	4388.0
障害者全数	89.5	84.5	87.5	84.5	91.5
身体障害者	65.5	61.5	65.5	61.5	70.5
知的障害者	20.5	18.0	17.0	18.5	16.0
精神障害者	3.5	5.0	5.0	4.5	5.0

Ⅲ 地方公共団体における在職状況

○ 法定雇用率2.6%が適用される機関の雇用率の推移



○ 法定雇用率2.6%が適用される機関の在職状況

区分		機関数	対象職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
		機関	人	人	%	機関	%
網走	4年	6	972.0	22.0	2.26	4	66.7
	3年	6	969.5	21.0	2.17	3	50.0
北海道	4年	222	79,252.5	1,980.5	2.50	152	68.5
	3年	222	78,468.5	1,929.5	2.46	149	67.1
全国	4年	2,670	2,045,754.0	54,647.5	2.67	2,043	76.5
	3年	2,683	2,030,303.0	53,118.0	2.62	1,952	72.8

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である

- **一般の民間企業** …………… **2. 3%**
- **独立行政法人等** …………… **2. 6%**
- **国、地方公共団体** …………… **2. 6%**
- **都道府県等の教育委員会** …… **2. 5%**

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「雇入れ計画作成命令」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ずることとなっている。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和3年2.20%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人(対象労働者数131人以上218人未満規模の企業)であって、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業